

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

平成25年4月1日
初等中等教育局長決定
平成27年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和8年2月17日一部改正

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）交付要綱第24条の規定に基づき、スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市区町村（市区町村の組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）とする。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

社会福祉士や精神保健福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も

可とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

- (1) スクールソーシャルワーカーの配置
スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施する。
- (2) スーパーバイザーの配置
スーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を実施する。
- (3) 研修・連絡協議会の開催
スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるための研修を実施するとともに、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

6 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7 費用

- (1) 補助対象経費
国は、記2から4までの要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。
 - ① 都道府県・指定都市・中核市が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）
なお、7(1)①による補助を受ける者は、7(1)②による補助

を受けていないこと。

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。取扱いに際しては、都道府県・指定都市・中核市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。また、委託又は補助を受けた市町村においても、以下に準じた経費の取扱いをすること。

- ① スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置経費
- ・報酬（常勤職に係る給与を含む）
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・交通費
 - ・保険料
 - ・諸謝金
 - ・旅費
 - ・委託費
 - ・補助金
- ② 研修
- ・連絡協議会に係る経費
 - ・諸謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆等の謝金）
 - ・旅費（講師、会議出席等の旅費）
 - ・消耗品費
 - ・印刷製本費
 - ・通信運搬費
 - ・借料及び損料
 - ・会議費
 - ・報酬
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・保険料
 - ・雑役務費
 - ・委託費
 - ・補助金

ただし、期末手当及び勤勉手当の補助対象は、週当たり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限るため、これに満たない場合は計上しないこと。

8 第三者への委託を行う際の留意事項

業務の全てを直接執行することが困難な場合、その全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その業務執行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

9 その他留意事項

(1) スクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、以下についても留意すること。

- ① 各自治体の実施する効果検証の結果を踏まえた効果的・効率的な配置とすること。
- ② 重点配置に係る取扱いについては、文部科学省から別に示す趣旨・目的に沿った配置とすること。
- ③ 教員とスクールソーシャルワーカーが担うべき職務を明確化すること。
- ④ 児童生徒等の実情を踏まえ、例えば、公民館や図書館等、学校以外の場でも相談ができる体制整備や、ICT環境の活用等の工夫に努めること。
- ⑤ 各地方公共団体の福祉部局など関係機関と有機的な連携を図ること。

(2) 本事業を行うに当たっては、その他のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業との連携に努めることとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に交付した事業については、なお従前の例による。